

【令和7年度】保育利用申込確認票

以下の内容をお読みになり、□にチェックしてください。（申込書に添付のうえ、提出してください。）

1. 保育利用申込書について		チェック
No.1	「②対象児童」欄の“食物アレルギーや発育・発達上気になること、先天性疾患や慢性の病気など”の該当箇所にチェックしましたか。また、“税法上における扶養者”及び“健康保険における扶養者”の該当箇所にチェックしましたか。 ※扶養者が“その他”の場合は、続柄を記入してください。	<input type="checkbox"/> はい
No.2	「③保護者」欄の“令和6年1月1日時点の住所”及び“令和7年1月1日時点の住所”の該当箇所にチェックしましたか。 ※岡山市以外の方は市区町村民税課税証明書（所得額、所得控除額及び市区町村民税が記載されているもの）の添付が必要です。 ※保育利用ガイド 6ページ参照	<input type="checkbox"/> はい
No.3	「③保護者」欄の“出産予定”の該当箇所にチェックしましたか。	<input type="checkbox"/> はい
No.4	「④同居世帯員」欄に該当者をすべて記入しましたか。 ※同居世帯員に65歳未満（昭和36年4月2日以降生まれ）の祖父母がいる場合、祖父母の就労証明書等をご提出ください。（求職中や書類未提出の場合、調整点数表の区分Ⅰが適用され、減点となります。）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 該当なし
No.5	「⑤利用希望」欄の“利用希望期間”及び“施設または事業所名”は記入しましたか。 ※“施設または事業所名”に記入できる施設は利用希望月の1日時点で、対象年齢（月齢）に到達している施設のみです。	<input type="checkbox"/> はい
No.6	「⑤利用希望」欄の“育児休業復帰予定で利用申込する場合”について、育児休業復帰予定の方は該当箇所にチェックしましたか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 該当なし
No.7	「⑧祖父母の状況」欄を記入しましたか。 ※不存在の場合、“氏名”欄に斜線を引いてください。	<input type="checkbox"/> はい
2. 添付書類について		チェック
No.8	「保育の必要性」の事由を認定するための書類を添付しましたか。 ※保護者ごとに書類の提出が必要です。 ※保育利用ガイド 7ページ参照	<input type="checkbox"/> はい
No.9	「ひとり親世帯」に該当する場合、必要書類を添付しましたか。 ※保育利用ガイド 8ページ参照	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 該当なし
3. 利用希望施設または事業所について		チェック
No.10	利用を希望する施設または事業所について、受入見込みの情報を確認しましたか。 ※情報は岡山市のホームページに掲載します。（申込期限の1週間前から締切日まで（4月一次を除く））	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 今後確認
No.11	利用を希望する施設または事業所について、見学もしくは保育方針等の確認の電話をしましたか。 ※保育利用ガイド 29から37ページ参照	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 今後予定
4. その他確認項目		チェック
No.12	育児休業復帰予定で申し込む場合、「育児休業復帰予定での申込みについての誓約書」を添付しましたか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 該当なし
No.13	育児休業復帰予定または採用予定で申し込んだ場合、入園後は就労証明書に記載された通りの条件（育児短時間制度の利用等を含む）で復帰または勤務をしてください。申込時の勤務（予定）時間と入園後の勤務時間が異なる場合や「保育の必要性」が変わる場合は、退園していただく場合があります。また、不正または偽りの行為により給付認定申請や利用申込をした場合は、認定を取り消し、保育施設等の利用を中止（退園）していただきます。 ※保育利用ガイド 9ページ参照	<input type="checkbox"/> 確認済み
No.14	保育施設等の内定（決定）をした後、辞退することのないよう、実際に通園可能な施設かどうか、事前に確認してください。利用開始後の転園は、原則として認められません。やむを得ず辞退する場合には、「退園等届出書」を速やかに提出してください。また、その場合は「利用調整結果通知書（利用不可）」を発行することはできません。	<input type="checkbox"/> 確認済み
No.15	「保育の必要性」の事由を認定するための書類（「就労証明書」等）に関して、以下の点にご注意ください。 【勤めに出ている人】「就労証明書」 ・保護者記載欄以外は、全て事業所で記入・証明をしてもらってください。 ・育児休業復帰予定の場合は、入園月の翌月末までに職場復帰してください。 ・勤務先が支店（営業所）等の場合は、その支店（営業所）長の証明でも構いません。 ・記載内容に整合性がない場合や、不明点がある場合には、記載内容の問い合わせ先に市から連絡をすることがあります。 ・児童の祖父母が代表を務める自営業で就労している場合は、祖父母の自営業を証明する書類も必要です。 ・自営業、農業の場合、確認できる最新（概ね3か月以内）の書類等が3枚以上必要です。 【就学、就学予定の人】「保育利用事由申告書」の1欄 ・就学の場合、在学証明書（就学予定の場合、合格通知の写し）及び時間割など具体的な就学時間が記載された書類の写しが必要です。 【出産、病気、障害、介護（看護）の人】「保育利用事由申告書」の2欄 ・それぞれの要件に該当する必要書類を添付してください。 【求職中の人】 ・「求職活動状況申告書」に活動状況をすべて記入のうえ、提出してください。 【内職の人】 ・事業所に「就労証明書」を作成してもらるか、「内職状況申告書」に申告内容をご自身で記入したうえ、事業所に証明してもらってください。 ※保育利用ガイド 7ページ参照	<input type="checkbox"/> 確認済み

上記の内容を確認しました。

保護者氏名： _____

